

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年12月28日

京都市教育委員会

教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第5号

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第8条の3第3項前段中「前項」を「前2項」に改め、同項後段中「おいて」の右に「、第1項中「3歳未満の子がいる教職員が当該子を養育する」とあり、及び」を加え、「あるのは」を「あるのは、」に改める。

第12条第1項各号列記以外の部分中「であつて教職員と同居しているもの」を「(第2号に掲げる者にあつては、教職員と同居しているものに限る。)」に改め、同条中第5項を第11項とし、第4項を第10項とし、同条第3項中「条例第28条第5項に規定する者」を「要介護者」に改め、「同項に規定する」を削り、「連続する6月の期間内」を「教職員の申出に基づき、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内」に改め、同項の次に次の6項を加える。

- 4 前項に規定する教職員の申出は、指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして行わなければならない。
- 5 前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間(第8項において「申出の期間」という。)の指定期間を指定するものとする。
- 6 教職員は、第4項の申出に基づき前項若しくは第8項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき次項若しくは第8項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合において、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして申し出なければならない。
- 7 前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第5項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定することができる。
- 8 第5項又は前項の規定にかかわらず、それぞれ、申出の期間又は第4項の申出に基づ

き第5項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第6項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり別に定めるところにより介護休暇を承認することができないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が別に定めるところにより介護休暇を承認することができないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

9 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第12条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第12条の2 介護時間の期間は、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において必要と認められる期間とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間（1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間）を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間の単位は、30分とする。

第13条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の京都市教職員の給与等に関する条例施行規則第13条の規定により介護休暇の承認を受けた教職員であって、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係るこの規則による改正後の京都市教職員の給与等に関する条例施行規則第12条第3項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）については、初日から当該教職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

- 3 前項に規定する教職員の申出は、指定期間の末日とすることを希望する日を明らかにして行わなければならない。
- 4 前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、初日から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 5 附則第2項に規定する教職員は、附則第3項の申出に基づき前項若しくは附則第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは附則第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合において、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして申し出なければならない。
- 6 前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 7 附則第4項又は前項の規定にかかわらず、それぞれ、施行日から附則第3項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は同項の申出に基づき附則第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり別に定めるところにより介護休暇を承認することができないことが明らかな場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が別に定めるところにより介護休暇を承認することができないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)